
生活困窮・孤独孤立支援プラットフォームメールマガジン 2024年6月13日発行

【本日の内容】

(1) 【徳島県 地域共生推進課】

- ※ 本メールマガジンは、「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」及び「生活困窮者自立支援プラットフォーム」に参加いただいている団体の方々へBCC送付による一斉送信でお送りしています。
- ※ 不備等がありましたら、事務局までご連絡をお願いします。
- ※ 現在「孤独孤立PF97団体」、「生活困窮PF46団体」の皆様に、ご参画いただいております。

=====

(1) 【徳島県 地域共生推進課】

「若い世代を中心とした「孤独・孤立」対策」の公募開始のお知らせ

長期化する物価高騰等の影響から、生活困窮者を取り巻く状況は、これまで以上に苦しい状況となっており、生活困窮が原因で、孤独・孤立状態に陥るといったケースも多く、「生活困窮」と「孤独・孤立」の一体的解決に向けた取組が必要となります。

特に、孤独・孤立については、若い世代における不登校・ひきこもり増加が社会問題化しており、その地域課題の解決が急務となっています。

そこで、生活困窮・孤独孤立支援プラットフォームと連携して、若い世代を中心に不登校・ひきこもり支援として、新たな活動に取り組む民間団体を募集します。

「 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/chiiki/fukushi/7241335/> 」

(※県ホームページ掲載記事)

【公募概要】

- 公募期間：令和6年6月13日（木）～令和6年7月11日（木）17時まで（必着）
- 補助内容：補助率10／10、1団体あたり最大50万円
- 補助対象：若い世代を対象とした「不登校・ひきこもりの解消」に向けて、新たに取り組む事業
- 決定方法：選定会議での選考のうえ、助成対象事業を決定

=====

プラットフォーム参画団体の皆さまにおかれましても、活動される内容について、プラットフォーム内で告知いただきたい事項等がありましたら、事務局まで連絡をお願いします。

★★

生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム事務局
(徳島県 保健福祉部 地域共生推進課内)

電話：088-621-2938
ファクシミリ：088-621-2913
Email：chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

★★

**若い世代を中心とした「孤独・孤立」対策
(令和6年度「プラットフォーム活動支援団体」)
公募要領**

1 事業概要

徳島県では、「生活困窮者自立支援プラットフォーム」及び「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（以下「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」という。）を設置し、100を超える官民支援機関と連携した支援体制を構築しています。

長期化する物価高騰等の影響から、生活困窮者を取り巻く状況は、これまで以上に苦しい状況となっており、生活困窮が原因で、孤独・孤立状態に陥るといったケースも多く、「生活困窮」と「孤独・孤立」の一体的解決に向けた取組が必要となります。

特に、孤独・孤立については、若い世代における不登校・ひきこもり増加が社会問題化しており、その地域課題の解決が急務となっています。

そこで、生活困窮・孤独孤立支援プラットフォームと連携して、若い世代を中心に不登校・ひきこもり支援として、新たな活動に取り組む民間団体を募集します。

2 公募概要

(1) 募集团体数

10団体程度

(2) 応募資格（次のア～ウの全ての要件を満たす団体）

ア 県内において、生活に困っている方々に対する支援活動の実績を有する団体、または、支援活動を行う能力があると認められる団体であること。

イ 今後「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」をはじめ、県や市町村、自立相談支援機関等と連携して、支援活動に取り組む団体であること、または、既に取り組んでいる団体であること。

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(3) 助成対象事業

長期化する物価高騰等の影響により、多様化かつ増大する支援ニーズに対応するため、民間団体が行う「生活困窮や孤独・孤立に陥っている若者に対する新たな支援活動（対象事業は、2（4）のとおり）」で、県補助金終了後も継続して実施する予定の取組に要する経費に対して助成します。

(4) 対象事業

民間団体が開催する若い世代を対象とした「不登校・ひきこもりの解消」に向けて、新たに取り組む事業が対象となります。

(代表事例) ※複数の事業の組み合わせも可

(A) ひきこもりの方への相談支援体制の構築

- ・身近な相談場所の開設・運営
- ・アウトリーチによる相談支援
- ・オンラインを活用した支援活動

(B) 居場所づくり支援

- ・地域で設置する居場所づくり
- ・フリースクール体験会

(C) 交流促進

- ・ひきこもり経験者との交流会
- ・スポーツ、文化、アニメ、ゲームなどを通じた交流促進
- ・学習支援、職業体験、防災訓練、作業・労働・奉仕を通じた体験交流
- ・オンラインを活用した交流会

(D) 支援者支援

- ・活動を行う支援者への「心のケア」スキルの講習会
- ・ひきこもりの家族を持つ方への講習会、交流会

(E) その他

- ・(A) ~ (D) のほか、地域課題の解決に資すると考える団体独自の活動

(5) 助成(補助)内容

補助率10/10、1団体あたり最大50万円

※ 従来から実施している活動に係る経費や団体等運営費などは補助対象外です。

※ 県からの交付決定以降に支払う経費が対象となり、県からの交付決定以前に支払いを終えている経費は補助対象外です。

※ 選定等の結果によっては、50万円より少ない額となる場合もあります。

(6) 助成対象事業の決定方法

助成対象事業の決定は、「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」内に設ける「選定会議(7月下旬)」において、応募団体が行う新たな取組が必要な取組であると認められた場合に、助成対象として決定する予定です。

なお、助成対象として決定した団体は、「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」へ参画いただき、今後、連携して継続的な支援活動に取り組んでいただくとともに、生活困窮・孤独孤立支援プラットフォームに出席いただき、取り組んだ支援活動の内容を報告していただきます。

(7) 注意事項

- ・ 国や県、他自治体などから、補助や支援を受けている（受ける予定）取組に対しては、当助成金の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・ ただし、助成対象経費が重複しなければ、当助成金に応募していただいても問題ありません。不明な場合は、ご相談ください。

3 応募方法等

(1) 必要書類（次のア～ウの全ての書類が必要となります。）

- ア 応募申込書（別紙）
- イ 応募団体の概要が分かる資料（任意資料で可）
- ウ これまでの活動実績が分かる資料（任意資料で可）

(2) 応募方法

下記提出先まで「メール」、「郵送（特定記録）」又は「持参」のいずれかの方法で提出してください。

(3) 公募期間

令和6年6月13日（木）から令和6年7月11日（木）17時まで（必着）

4 提出先（問い合わせ先）

徳島県 保健福祉部 地域共生推進課（地域共生担当）

- 所在地：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
- 電話番号：088-621-2938
- FAX番号：088-621-2913
- メールアドレス：chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県知事 殿

プラットフォーム活動支援団体
応募申込書

【団体・代表者】

所在地：

団体名：

代表者職・氏名：

【連絡担当者】

職・氏名：

電話番号：

F A X：

メールアドレス：

(留意事項)

- 1 連絡担当者の欄の「職・氏名、電話番号、F A X番号、メールアドレス」を必ず記載してください。
- 2 収集した個人情報、参画団体の選定のみ利用し、この目的以外に利用することはありません。
- 3 応募申込書は、本様式に基づき作成してください。
- 4 文書を補完するための写真やイメージ図は使用して差し支えありません。
- 5 団体概要や取組内容がわかるパンフレット等があれば、ご提供ください。

1 応募団体の概要

(1) 団体の概要

団 体 名	代 表 者	職 員 数

(2) 主な支援活動の内容・実績

1	
2	
3	

※普段から行っている支援活動の具体的な内容を記載してください。

2 「生活困窮」「孤独孤立」の実情・課題・支援ニーズなど

(1) 長期化する物価高騰等の影響により、支援ニーズが多様化かつ増大していますが、貴団体に把握されている「生活困窮」「孤独孤立」の課題、ニーズ等がありますか。

--

(2) 生活困窮が原因となり、孤独孤立状態に陥るケースや、不登校・ひきこもりが増加傾向にありますが、これらについての課題、ニーズ等は把握していますか。

--

(3) 若い世代の「生活困窮、孤独孤立」の解消に向けたアプローチとして、どのような対策や取組が必要だと考えていますか。

--

(4) 官民連携での支援について、現状や今後の予定を教えてください。

--

3 新たに取り組む支援活動（県からの補助金を希望する取組）

- (1) 長期化する物価高騰等の影響により、多様化かつ増大する支援ニーズに対応する「若い世代に対するアプローチによる新たな支援内容」を記載してください。

名称	
目的	
内容	

- (2) 「新たな支援内容」に係る経費の内訳を記載してください。

経費区分・支出項目	所要金額（円）	積算内訳
合計	0円	

※1団体当たりの補助額は50万円が上限です。（補助率10／10）

※従来実施している支援活動に係る経費や単なる運営費などは補助対象外となります。

- (3) 「新たな支援内容」は、貴団体が把握している課題、ニーズ等をどのように踏まえて、事業検討をしているか、教えてください。

--

- (4) 「新たな支援内容」を行うことで、「生活困窮」や「孤独孤立」の解消に向けて、どのような効果があるか、教えてください。

--

- (5) 「新たな支援内容」は、県補助金の終了後については、どのような形で継続し、支援活動を続けていくことを考えていますか。

--